

指宿広域市町村圏組合職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則

(平成22年指宿広域市町村圏組合規則第2号)

改正 平成23年指宿広域市町村圏組合規則第1号

(趣旨)

第1条 指宿広域市町村圏組合職員(以下「職員」という。)に対する子ども手当の認定及び支給事務の取扱いについては、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号。以下「法」という。)及び指宿市子ども手当事務取扱細則(平成23年指宿市規則第27号の2)によるもののほか、この規則の定めるところによる。

(支払期日)

第2条 法第7条第4号本文に規定する子ども手当の支払日は、当該支払期月の指宿市職員の給与に関する条例(平成18年指宿市条例第46号)第7条第2項及び第4項に規定する給料の支給日(次項において「給料の支給日」という。)を準用する。

2 法第7条第4項ただし書に規定する子ども手当の支払日は、各月の給料の支給日とする。

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の指宿広域市町村圏組合職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の規定は、平成23年10月分以後の月分の子ども手当に係る事務について適用し、同年9月分以前の月分の子ども手当に係る事務については、なお従前の例による。